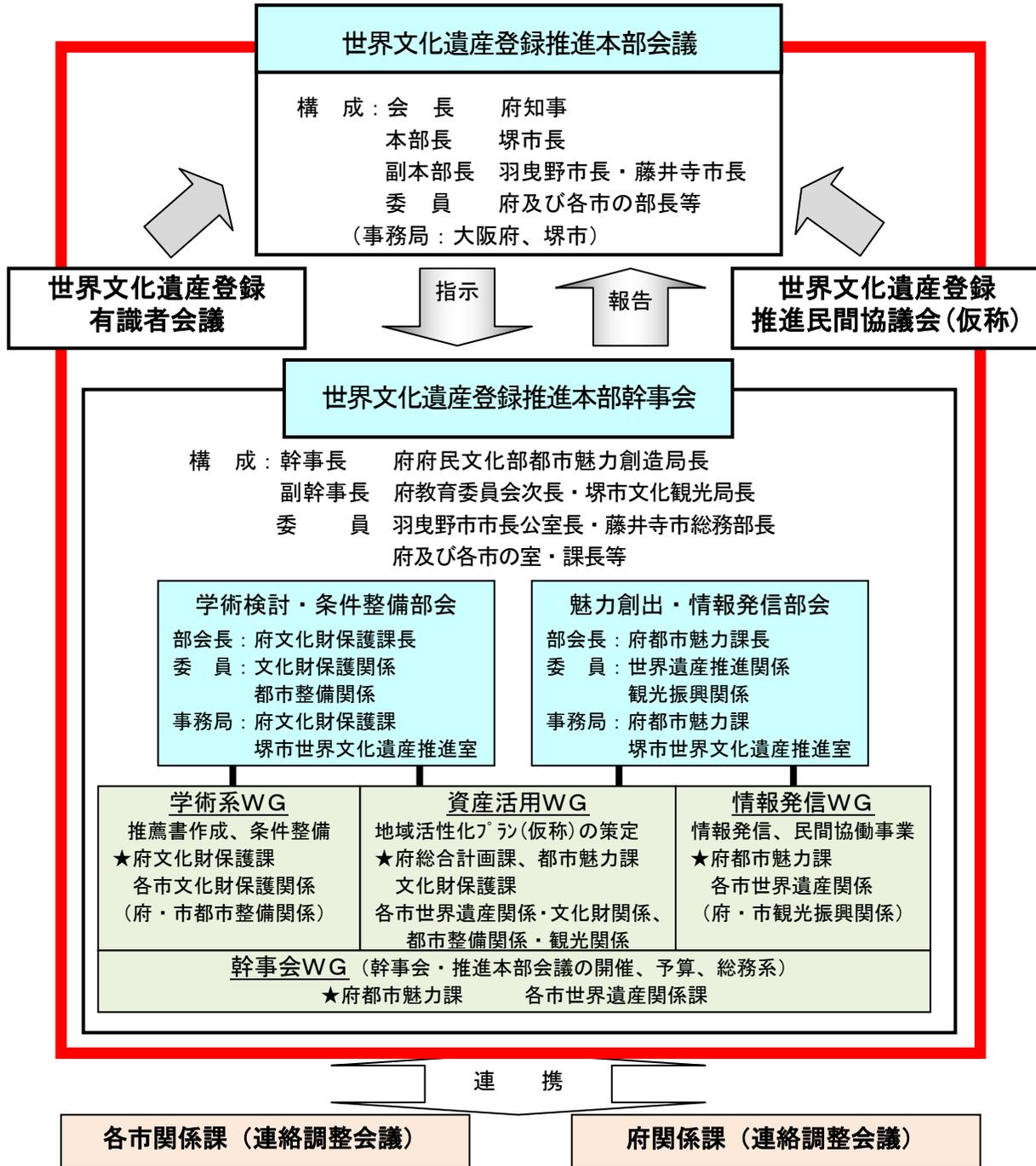


平成24年度 百舌鳥古市古墳群世界文化遺産登録推進体制



【基本的な考え方(設立当初と同じ)】

◎府は、市と合同で、推薦書作成など登録にむけた取組みや広域的な情報発信などを行う

府市合同で行う事業

○府内外に対する情報発信や機運の醸成 ○国、ユネスコなどの調整

○推薦書(案)作成など登録推進に向けた取組み

○エリア全体にかかる基本方針や計画などの決定

◎市は、資産と周辺の整備、まちづくりなど市域を対象とした取組みを行う
 市単独で行う事業

○個々の市域の地域整備にかかる業務

○地元市域を対象とした条件整備や市民を対象とした事業

【24年度の進め方】

◎民間協議会の設置・運営

年度当初設立。推進本部会議の方針に基づき、推進本部会議とともに民間団体が世界文化遺産登録の取組みを推進していく。

◎有識者会議の運営

有識者会議の構成委員に新たに考古学専門家を追加し、専門的検討を深め、推薦書(案)に反映させる。

◎ワーキンググループの明確化

部会のもとに、府及び各市の関係市からなるワーキンググループを明確に位置づけ、事案ごとに検討する。

◎事務局機能の強化 (事務決裁規程の改正)

・効果的、効率的な事務局運営と事業推進を図るため、大阪府咲洲庁舎内に「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進事務局兼事業推進チーム」を設置する。

・事務局兼事業推進総括を置くとともに、学術検討・条件整備グループと魅力創出・情報発信グループを設置する。

・構成は、府職員6名、堺市職員4名(日々出張扱い)に加えて、羽曳野市・藤井寺市から職員各1名が週1日程度事業推進のための調整を行う。

◎各市は、推進本部会議の方針に従い、各市において関係機関と調整しながら、事業の具体化を図る。